



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、安芸市福祉事務所こども係で申請手続きをしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

※つぎの手当を受給している人は、既に支給済みです。

児童扶養手当 4/30

児童手当 7/15

(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
安芸市福祉事務所にて、
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター
0120-811-166
(受付時間: 平日9:00~18:00)

■ 安芸市福祉事務所 こども係
0887-35-1009
(受付時間: 平日8:30~17:15)
(※12時~13時除く)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、安芸市役所こども係に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する人に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請期間は、令和3年7月1日～令和4年2月28日です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる人

令和3年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②

- 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の人
または
- 令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった人

※ 児童扶養手当、児童扶養手当を受給されている人は、既に給付金を支給済みです。
(一部、申請が必要な方を除く。)



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

